

保育所等入所者及び入所希望者へのお知らせ

「平成27年度支給認定現況届」「平成28年度支給認定申請書(新規)」

「平成28年度保育所入所申込書」の提出について

現在、日高町から2号又は3号の支給認定を受け保育所等に入所されている児童の保護者は、平成27年度支給認定現況届の提出が必要となります。12月上旬までに該当者へ届出用紙を送付いたしますので、必ず提出してください。なお、新年度小学校入学のため退所する児童についても、現況届の提出は必要です。

また、平成28年度の保育所等の入所申込についても、上記現況届と併せて行います。現在入所中の方で、平成28年4月以降も継続して入所を希望される方は、上記現況届と平成28年度保育所入所申込書を提出してください。

平成28年4月以降に保育所等への新規入所を希望される方は、平成28年度支給認定申請書(新規)と平成28年度保育所入所申込書を提出してください。

上記書類の提出につきましては、必要事項を記入し押印の上、それぞれ必要となる書類を添えて、受付(届出)期間内に窓口へ提出してください。

1 提出区分(注意:児童ごと)

- (1) 現在児童が入所中で、平成28年3月で退所される方(年長組など)
現況届のみ提出ください。添付書類が必要です。(後日郵送する通知に記載しています。)
- (2) 現在児童が入所中で、平成28年4月以降も継続して入所される方(年中組以下の児童など)
現況届と平成28年度保育所入所申込書を提出してください。添付書類が必要です。(後日郵送する通知に記載しています。)
- (3) 平成28年4月以降、新たに保育所入所を希望される方
平成28年度支給認定申請書と平成28年度保育所入所申込書を提出してください。添付書類も必要です。(下記の各受付窓口に書類を設置しています。提出書類入手後に、記載に添って書類を準備し、提出をお願いします。)

2 受付(届出)期間

平成27年12月1日(火)から平成28年1月15日(金)まで
※日高町役場開庁日の午前8時半から午後5時15分までが受付時間です。

3 受付窓口

- (1) 日高町役場健康福祉課(福祉・子育て支援グループ)
- (2) 日高総合支所地域住民課
- (3) 水・くらしサービスセンター
- (4) 厚賀出張所

4 提出(届出)書類(児童ごと)

- (1) 上記1 提出区分によるそれぞれの提出(届出)書類
 - ① 平成27年度現況届(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届)
 - ② 平成28年度支給認定申請書(新規)(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書)
 - ③ 平成28年度保育所入所申込書
- (2) 上記(1)に添付する書類～共通
 - ① 世帯で下記に該当する方(全員分必要となります。)
 - 就労:在職証明書、自営業(内職)に係る申告書
 - 妊娠、出産:母子手帳の写し(氏名・分娩日の記載されている頁)
 - 保護者の疾病:診断書
 - 同居家族の障害:障害者手帳等の写し

- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護：介護・看護が必要とわかる書類
- 災害復旧：罹災証明書
- 求職活動・起業準備：求職中であることの申立書、起業準備中であることの申立書
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）：在学証明書
- 育児休業中：在職証明書（育児休業期間の記載されているもの）

②平成27年1月1日時点で日高町以外の市町村に住民登録のあった方

重要：保育料の算定に必要なため添付願います。（※変更等あれば最新のを添付願います。）

- 「平成27年度所得課税証明書」（写しでも可）

※上記のほか、平成27年度の市町村民税のわかる書類でもかまいません。

- 「源泉徴収票（年末調整のされているもの）」の写し、「確定申告書」の写し

注意：平成28年1月1日時点で日高町以外の市町村に住民登録をされている方については、平成28年7月1日までに「平成28年度所得課税証明書」及び「源泉徴収票又は確定申告書の写し」の提出が必要となります。

③在宅障害児（者）がいる世帯の方（次の該当する手帳等の写し。）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等の受給していることがわかる書類。

④同一世帯の就学前児童が次の施設を利用している方（そのことがわかる書類の写し。）

（例：利用料の領収書、入園許可証、利用料助成認定書など）

保育所（町立認可保育所を除く）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または放課後等デイサービスを利用している。

5 その他

（1）現況届提出による変更について

- ①保育時間が変更となる場合があります。
- ②保育料が変更となる場合があります。

（2）平成28年度保育所入所申込書提出に伴う利用施設の調整について

- ①期間内提出者を優先としつつ、希望する保育所が定員を超える場合は、家庭の事情を考慮し、利用施設を調整させていただきます。
- ②提出期限後も随時保育所入所申込を受け付けますが、希望の保育所に入所できない場合があります。
- ③支給認定の審査の結果、2号又は3号認定を受けられない方は、保育所に入所できません。

（3）記入、押印、書類の添付漏れがないか確認の上で提出してください。書類が整わなければ入所申込を受付することはできません。（入所することができません。）

（4）支給認定申請書を提出された方には、平成28年3月中旬に支給認定証を送付します。

「平成27年度子育て世帯臨時特例給付金」の 申請はお済みですか？

給付金の申請について、一般の方に児童手当現況届と併記された申請書を送付しておりますが申請はお済みでしょうか。まだ申請がお済みでない方は、必要事項を記入し、必要書類を添付の上で役場各窓口へ申請書を提出してください。

また、公務員の方については、平成27年5月31日に日高町に住民票がある方は日高町に申請が必要となります。まだ申請がお済みでない公務員の方は、所属庁の証明印が押印された公務員用の申請書に必要事項を記入押印し、必要書類を添付の上で役場各窓口へ提出してください。

なお、提出期限日までに申請書の提出がなければ、給付金を受けることができなくなりますので、ご注意願います。

【申請書提出期限】 平成27年12月1日（火）必着

【お問い合わせ】 日高町役場 健康福祉課 福祉・子育て支援グループ 電話 01456-2-6183